

トランスナショナルな市民社会とデモクラシーに関する批判的一考察

——グローバル化の文脈で考える——

大井 由紀

一 問題の所在——デモクラシーとトランスナショナルな市民社会への問い——

近年トランスナショナルな市民社会の政治的活動とそのデモクラシーへの貢献が注目されている。政府の政治的能力への懐疑が深まるにつれ、社会問題の解決や正義にかなった政治のために、リバタリアン、コミュニタリアン、ポスト・マルクス主義の立場から、国家制度へ依存しない形での市民社会の確立が主張されている。確かに地雷禁止国際キャンペーンのノーベル平和賞受賞、より最近では WTO (世界貿易機関) への抗議運動をはじめとする反グローバル化運動など、市民の越境的な政治活動は目覚しく、デモクラシーの深化に貢献するものとして言及される⁽³⁾

傾向にある⁽⁴⁾。しかし一方では、世界各地で行われた反戦デモにも関わらず、市民社会が規範として掲げてきた「人権」が意図せざる形で根拠とされ、開始されたイラク戦争は、市民社会の政治的可能性に対し、また市民社会が寄与してきたとされるこれまでの「デモクラシー」に対し、根本的な問いを投げかけたといえる。

トランスナショナルな市民社会が人権を掲げ、デモクラシーを深化させる過程を理論化した議論(後述)では、戦争などの国家暴力の正当化に人権が利用される点について十分論じられていない。本稿ではこの点に注目し、これがトランスナショナルな市民社会とデモクラシーの深化の係に對してもつ含意を考察する。国家暴力の観点に立って初めて可視化される、人権が内包する問題を明確にし、この視座から人権レジームを基盤とするトランスナショナルな市民社会が抱える問題点を逆照射する事で、デモクラシーの深化へ貢献してきたとされる点を適及的に再考する事がこの稿の目的である。

二 トランスナショナルな市民社会への今日的関心
冷戦後、デモクラシーを深化させる要因として市民社会

が注目されてきた。民主化という課題を担った中・東欧知識人らによって西側社会の特徴として注目された事⁽⁶⁾、第一世界による第三世界の開発戦略の失敗が明白になるにつれ、国家機関が信頼を失い、より柔軟に活動できるNGOの活躍が顕著になった事⁽⁷⁾などが原因として挙げられる。研究が進む中、トランスナショナルな市民社会のネットワークが冷戦時代ですら東／西・南／北の境界線を越えて活動していた点が注目を浴び、その要因として「人権レジーム」と称される第二次世界大戦後に形成された人権条約を基盤とする規範が指摘されている。この人権レジームを自身の正当性の源泉とし、市民のアソシエーションは鉄のカーテンを超えてトランスナショナルに活動を広げ、冷戦終結の立役者の一つとして分析されるようになった⁽⁸⁾。Falkは人権レジームの重要性が増した事は「この半世紀の発展の中で最も目覚ましい事の一つ」であり、「国家―社会関係の民主化が進行している一側面」だと述べている⁽⁹⁾。

このように、トランスナショナルな市民社会形成・人権レジーム・デモクラシーの深化は不可分な関係として理解されてきた。さらに近年に至っては、反WTO運動など、国家のオブザーバーあるいは協力者、または市場原理に対

抗する政治的場を作り出すアクターとして、デモクラシーの観点から市民社会は積極的な意味付けがされている⁽¹⁰⁾。

しかし、大規模な反戦運動にも関わらず、アフガニスタン、イラクでの戦争は、「下からのグローバリゼーション」⁽¹¹⁾「デモクラシーのグローバリゼーション」⁽¹²⁾とも呼ばれる越境する市民運動の「無力さ」を奇しくも露呈することとなった。さらに、タリバンの暴力を伴う統治と女性差別などが取り上げられ、人権規範が、「対テロ戦争」の正当化の理由として使われたことは記憶に新しい。軍事的介入について、トランスナショナルな市民社会形成・人権レジーム・デモクラシーの関係を論じた議論では、国家による人道的介入の基準をめぐる形で論じられてきた。しかし、人権レジームが内包する問題が、トランスナショナルな市民社会とデモクラシー深化の関係にとり、どのような含意があるのかは触れられていない。以下本稿では、人権レジームの問題点から、市民社会はデモクラシーの深化に寄与してきたというこれまでの議論を再考する。

(一) 市民社会のトランスナショナル化と人権⁽¹³⁾——権力の規範と規範の力——

まず、本稿で批判的に検討する人権レジーム・トランスナショナルな市民社会形成・デモクラシー深化の関係性について、(i) 歴史的な経緯と(ii) 理論について整理しておきたい。

(i) 戦後の人権レジーム形成

第二次世界大戦前にも人権条約は存在したが、戦後と性質が異なる事に注意したい。その相違は国民国家と人権条約の関係から二点挙げられる。まず一つには、戦前存在した人権規約や人権宣言は、国民国家や地域が保証するものであり、主に憲法の中で国民の権利として、国民の義務の遂行を条件に保証されていた。これに対し、現在の人権の保証人は国連である。二点目として、戦前は適用に際して国際法より国内法が優先された一方、戦後は国民国家を超えた場、国連で正当性が担保され、かつ適用に際しては国際法が国内法に優先するとされている。この転換は、人道的価値を擁護する国際法が国内法と矛盾する場合、個人は国際法を優先せねばならない、というニュルンベルク裁判

と東京裁判の歴史的判断の結果である。国内法規に従った行為であっても、国際法で禁じられている場合は裁く事が可能になった。この契機には、ユダヤ人迫害を防ぐ事ができなかった歴史がある。ホロコーストを止められなかった猛省から、人権を保証する場は国民国家から国連へと委譲された。

こうして始まった戦後の人権の歴史は、世界人権宣言、これを条約化した国際人権規約など数多くの条約・宣言から成り、冷戦終結後は特にその政治的重要性が増している。国連中心に人権条約・宣言が作られる一方、NGOもレジーム形成で重要な役割を果たしてきた。一九七〇年代から始まった環境、女性、子どもなどのグローバルな問題を議論する国連主催の国際会議では、並行する形でNGOフォーラムが開催された。NGOのこうした参加を正当化したのは、トランスナショナルな市民社会が有する政府側より優れた専門知識と知のネットワークであった。⁽¹⁵⁾NGOの国内での活動はトランスナショナルなネットワークを構成する結び目の一つであり、国際会議はトランスナショナルな繋がりを調整・確認する場として意味付けされた。人権レジームの最近の展開としては、ウィーン人権会議(第

二回世界人権会議⁽¹⁷⁾、一九九三年)での国連人権弁務官の設置勧告、一九九八年ウィーン・プラス5などがある。弁務官設置構想は国連創設以来あったが、社会主義国や発展途上国の反対により、実現されないままであった。二一世紀を目前に控えて再び会議のアジェンダになった背景には冷戦終結がある。弁務官設置に向けてイニシアティブを最初にとったのはNGO・アムネスティ・インターナショナルだったが、冷戦終結の一要因としても、ソ連(当時)を含むヨーロッパ諸国が締結した「ヨーロッパ安全保障及び協力会議最終議定書(ヘルシンキ宣言)」を契機とした⁽¹⁸⁾。NGOのトランスナショナルネットワークがあった。ヘルシンキ宣言に人権条項が入った事は、東欧諸国で弾圧されてきた反体制運動家に運動を正当化する機会を与え、西側諸国のNGOには東側の人権抑圧への抗議、人権規範を理由に東側の運動家を支援するなど、内政干渉の機会を与えた。こうした、ベルリンの壁崩壊の一要因とされる東西を越えるトランスナショナルなネットワーク形成に重要な役割を果たしたのも、やはりアムネスティだった。

(ii) 人権レジームによる市民社会のトランスナショナル化と民主化——螺旋モデルとブーメラン効果

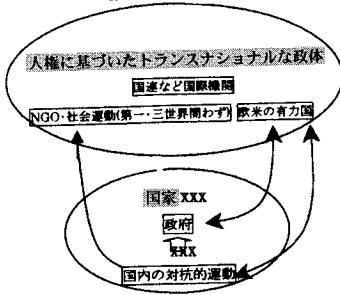
上記のようなトランスナショナルなネットワークと人権レジームが、デモクラシーの深化を引き起こす過程は、Risse, Ropp, Sikinkらによつて「螺旋モデル」や「ブーメラン効果」として理論化されている(表・図も参照された⁽¹⁹⁾)。

第一段階では、人権侵害に対抗するネットワークが国外で形成され始める。ネットワークは、抑圧が起きている国家の状況について情報収集し、人権侵害を国際規範違反として国際会議や討論の場の議題へ入れる。第二段階は「否定」である。違反国に対する公的関心が国際的に高まるよう努力が払われる一方、違反国は人権侵害の指摘を当初は否定し、国際社会の介入を内政干渉として拒否する。興味深い事に、違反国が人権概念自体をあらかじめ拒否する事はなく、ほとんどの場合、人権より有効と思われるような国際規範——国家主権——へ言及する形で介入を否定する。この段階では違反国内部の反体制勢力は脆弱なため、政権に異議申し立てできない。第三段階は戦略的妥協と言われ

出典：Risse, T., Ropp, S.C., & Sikink, [Eds.] [1999]
表：p.20、図：p.19

* 矢印は圧力や影響力を表す

図：ブーメラン効果



表：螺旋モデル

社会	国家	国際社会/ トランスナショナルな社会
<p>① ② ③</p> <p>④ ⑤</p>	<p>① ② ③</p> <p>④ ⑤</p>	<p>① ② ③</p> <p>④ ⑤</p>
<p>① ② ③</p> <p>④ ⑤</p>	<p>① ② ③</p> <p>④ ⑤</p>	<p>① ② ③</p> <p>④ ⑤</p>

ている。外圧が存続、強化されれば、違反国は国際批判を和らげるために表面上の変化を起こす。国内の抗議運動に対する取締りを弱めるパターンをとることが多い。これにより国内反体制勢力は、政府へ対抗する政治運動を起こせるだけの勇氣と場を得られる。この段階で人権は、違反国と国内の反対勢力を対峙させる機能を果たす。違反国自身も妥協してしまつた以上、人権規範の有効性を否定できなくなる。こうして違反国政府は、トランスナショナルなネットワークと国内反対勢力をより深刻に受け止めるようになり、自らを正当化する道具として利用するため、対話が始める。次の第四段階は「規範的立場」だ。違反国政府側も反対勢力も、互いの行動の説明や批判に際し、人権規範へ言及するようになる。違反国が仮に人権侵害を続けていたとしても、規範の有効性への疑問の余地はなくなっている。最終とされる第五段階では「規範に沿った行為」へと達し、違反国で人権規範が遵守されるようになる。また、人権侵害が起きている国家の抵抗勢力が国家を迂回し、外圧を狙って直接他国の協力者に援助を求める場合、影響の及ぼし方が「ブーメラン型」となる。国内の抵抗勢力は、トランスナショナルな支援組織、有力国と連携し、人権規

範を破る自国に対して圧力をかける。こうして国家の民主化と共に市民社会自体もトランスナショナル化していく。

以上のように、市民社会が人権レジームを根拠とする事で、内政干渉は正当化され、可能となる。そして市民社会がトランスナショナル化する過程が民主化と結び付けて理論化されてきた。ここでは人権レジームの積極的側面が強調されており、国民国家暴力を正当化の名目として人権が使用される事態は想定されていない。国家暴力の正当化という変数を入れて初めて、それまで不可視だった人権レジームが抱える重要な問題が可視化される。

三 人権レジームの問題とトランスナショナルな市民社会への含意

人権はその概念の普遍性と普遍的な適用メカニズムに訴えることで、市民社会のトランスナショナルな活動を可能にしてきた。しかし人権を名目とする戦争は、普遍性を根拠として、①人権侵害が起きている背景や歴史性、地域の差異が不可視にされる事、あるいは意図的に考慮されない事、②無国籍者(タリバンなど国籍を持たない者やビン・ラーディンなど剥奪された者)、犯罪者(フセインなど)は、法の域外へ追いやられると同時に人権も奪われる

という事を明らかにした。⁽²³⁾ 差異の不可視化と無国籍者に対して人権が規範として機能しない二つの問題は、翻ってみて、人権を基盤とする市民社会に、また市民社会とデモクラシー深化の関係に對しどのような含意があるのだろうか。

トランスナショナルな市民社会は人権の普遍性を主張することで、越境的な活動の正当性を得ることは既に述べたが、こうした普遍性を基盤とする事は、トランスナショナルな市民社会自体がすでに差異化された存在である事を忘却させはしまいか。これを考察する上で興味深いのは、市民社会へ参加不可能な側から市民社会への参加の諸条件を分析したListerの指摘である。⁽²⁴⁾ Listerは、市民社会へ参加し、政治活動を行う事を積極的なシテizensシップ (Genuine citizenship) と呼び、これを不可能にする社会的状況として資源の貧困を指摘した。つまり時間の貧困 (time poverty) や 可動性の収奪 (mobility deprivation) などである。こうした資源の貧困が起きる要因としては、ジェンダー、エスニシティ、人種、階層などによる社会的周縁化が挙げられる。さらに、グローバル化が進む中で増加しつつある無国籍状態に置かれる人びと――不法移民、亡命者、難民―のように、国民国家の保護の

埒外に置かれる事によっても起きる。この文脈で考えれば、トランスナショナルな市民社会は資源の貧困から自由な人びとによって構成されている事になる。参与不可能な人々は、参与可能な人びとのインフォーマントとして、例えば多国籍企業に「搾取される女性・子ども」や「仕事を奪われる労働者」などと表象 (represent) されるに留まる。

このようにトランスナショナルな市民社会は、ジェンダー化され、人種化され、さらに国民国家の保護を通じてのみ機能する。人権の普遍性を謳いながらも、その実、ジェンダー、人種、エスニシティ、国民国家システムへの所属などによってバイアスがかけられているトランスナショナルな市民社会は、二重性を帯びているといわざるを得ない。

人権が無国籍者に対して無力である点に関してさらにいえば、グローバル化により国家への帰属のあり方が多様化する現在、時代状況に立ち遅れているといえるだろう。人権レジームがトランスナショナルな活動を可能にする一方で、国民国家システムを通じてのみ有効である事は、トランスナショナルな市民社会が国民国家に支えられた存在である事を示唆している。

トランスナショナルな市民社会が内包する、資源に乏し

い人々と無国籍者の結果的な「排除」という問題は、従来の人権レジーム・市民社会・デモクラシーの議論では触れられてこなかった。人権を武器とした市民社会のトランスナショナルな発展は、デモクラシー深化のプロセスとして積極的に評価されてきた。しかし市民社会自体が「排除」の上に成り立っていることが明らかになった今、トランスナショナルな市民社会がデモクラシーの深化に貢献してきたという意味を、再考する必要があるだろう。

四 結論と今後の展望——グローバル化とトランスナショナルな市民社会——

トランスナショナルな市民社会が、人権レジームによって国家の民主化へ貢献してきた事は否めない。しかし人権レジームが内包する問題である「排除」の観点に立つと、国家の民主化、国家—市民社会の民主化と社会におけるデモクラシーの深化が異なる位相に属する事がより明確になる。

経済的グローバル化が新自由主義によって進められる今日の文脈を考えるならば、国家の民主化、国家—市民社会間の民主化と同時に社会—周縁化された人びとの間でのデモクラシーの深化が急務であると思われる。というのも、

現在私たちは、民主主義国家と言われる政府がグローバル化の政治経済のアクターとなり、⁽²⁶⁾「国民」の権利よりも多国籍企業の権利を優先・保護する光景を目の当たりにしているからだ。⁽²⁷⁾さらにグローバル化で国家が多孔的 (porous) になる事で、第一世界/第三世界、北/南の社会的状況が必ずしも地理的な境界線と一致しなくなり、北の中に南が、第三世界の中に第一世界が登場するといったように入れ子状態になり、それまで国民国家の枠内で行われていた排除/包摂やヒエラルキーがグローバルなレベルで再編されている。⁽²⁸⁾こうした中、市民社会から排除された人びとは、落伍者、アンダークラス、犯罪者などといったレッテルを貼られ、国家や市民社会の取締りや監視の対象となり、ますます資源の貧困に苦しむ。⁽²⁹⁾グローバル化の時代においてデモクラシーの深化を目指すならば、二極化したつある社会のデモクラシーこそ考察しなければならぬ。

アフガン、イラクでの戦争に対する反戦デモの参加者に社会的マイノリティが占める割合はごく限られていたといわれている。これは一九六〇年代から先進諸国で活発化した新しい社会運動と比して際立って異なる。新しい社会運動は、女性 (第二派フェミニズム) やアフリカ系 (公民権

運動) など資源が貧困だとされてきた人びとによる組織化された抗議運動だった。それから半世紀弱経つ現在、社会的排除の存在がいっそう不可視化されている事を、イラク戦争の反戦デモは示唆しているように思われる。自らが差異化された存在である事の忘却は、人権の「普遍性」を根拠に展開するがゆえのトランスナショナルな市民社会の陥穽ではないだろうか。この点が、人権レジームの「排除」の観点に立ったときにみえてくる、トランスナショナルな市民社会のデモクラシーに対する矛盾だろう。

本稿では、市民社会がトランスナショナルに活動する基盤となっている「普遍的な」人権の政治性を明らかにした上で、トランスナショナルな市民社会とデモクラシーの関係を再考する必要性について述べてきた。これは国家の民主化、国家―市民社会の民主化の点でトランスナショナルな市民社会が果たしてきた役割を過小評価するものではない。むしろ、その一定の役割を十分に認識しつつも、人権レジームの観点から考察した場合に可視化される、デモクラシーに対する矛盾を指摘する試みである。国家、国家―市民社会関係の民主化は、社会―周縁化された人々の間におけるデモクラシーの深化を必ずしも意味しないし、トラ

ンスナショナルな市民社会が意図せざる形であったとしても排除の上に成立している事の免罪符にはならない。グローバル化の新しい包摂・排除の秩序や国家暴力への対抗し、再度デモクラシーの深化を目指すのならば、新自由主義によって不可視化されつつある排除の構造を可視化させ、市民社会の構成自体を問い直す必要があるのではないだろうか。それでは不可視なものを可視化させる契機は、どこにあるのか。この点については稿を別にして考察したい。

(1) 本稿では理念の意味を強調して democracy に言及する場合には「デモクラシー」制度的側面を強調する場合には「民主主義」と区別する(参考 千葉眞 [2000] 『デモクラシー』岩波書店)。

(2) 政治的役割に関して、国家への信頼が低下するにつれて市民社会への期待は高まっている (Ehrenberg, J. [1999]. *Civil Society: The Critical History of an Idea*. New York & London: New York University Press.; Young, I.M. [2000]. *Inclusion and Democracy*. Oxford: Oxford University Press. ヤング自身は国家と分離した形での市民社会には否定的)。

(3) 一八世紀後半から存在した越境的な運動は、現在では

戦後の人権規範により異なる様相を帯びている。詳細は後述。

(4) Walzer, M. [1995]. *The Concept of Civil Society*. In Walzer, M. [Ed.]. *Toward a Global Civil Society*. (pp. 7-27). Oxford: Berghahn Books; Florini, A. [Ed.]. [2000]. *The Third Force: The Rise of Transnational Civil Society*. Tokyo & Washington: CIE & Carnegie Endowment for International Peace; Mittelman, J.H. [2000]. *The Globalization Syndrome: Transformation and Resistance*. Princeton: Princeton University Pressなどを参照。市民社会は決して新しい概念ではなく、これまで十七・八世紀のスコットランド啓蒙、ヘーゲルによる解釈の中で論じられてきた。Mittelman によれば、現在注目されている「市民社会」は、よりグラムシ的な意味に近いとされている。

(5) 「人権」を根拠とした武力による人道的介入についての議論はされてきている。こうした議論での問題の中心は人道的介入の原則や倫理的基準をどう設置するかという点であり、人権レジームやトランスナショナルな市民社会とデモクラシーの関係性を再考するに至っていない。後者が本稿の目的であるため、人道的介入をめぐる議論にはここでは立ち入らないが、NGOなどトランスナショナルな市

- 民社会による人道的介入が、実は軍事的介入の呼び水となつてしまつた問題提起を出つておられる (Hardt, M. & Negri, A. [2001] *Empire*. Massachusetts & London: Harvard University Press.)。
- (9) Walzer, M. *ibid.*
- (7) Florini, A. Lessons Learned. In A. Florini [Ed.], *ibid.* (pp.211-240), や勝俣誠 [編] [2001] 『グローバル化と人間の安全保障：行動する市民社会』(日本経済評論社) などをご参照のこと。
- (8) Thomas, D.C. The Helsinki accord and political change in Eastern Europe. In T.Risse, S.C. Ropp, & K.Sikkink [Eds.], *The Power of Human Rights: International Norms and Domestic Change*. Cambridge: Cambridge University Press.
- (6) Falk, R. [1999]. *Human Rights Horizons: The Pursuit of Justice in a Globalizing World*. New York & London: Routledge. p.2
- (10) ATTAC編 [2001] 『反グローバルゼーション 民衆運動：アタックの挑戦』つげ書房新社 (杉村昌弘訳)
- (11) Falk, R. [1993]. The Making of Global Citizenship. In J.Brecher, J.B.Childs, & J. Cutler [Eds.], *Global Visions: Beyond the New World Order* (pp.39-50). Boston : South End Press.
- (12) Hardt, M. [2002] 'Today's Bandung? *New Left Review Second Series 14*, MAR/APR.112-118.
- (13) 人権概念は、ギリシヤ・ローマの時代まで遡ることは周知のとおりである。本稿は、現在のトランスナショナルな市民社会の形成との関連で人権に触れるため、古典時代からの歴史については割愛した。
- (14) 戦前は、労働運動の成果として、ILO (国際労働機関) が人権保障の中心となつていた (萩原重夫『世界人権宣言』がめやすもの』明石書店 1998年)。
- (15) Held, D. *Violence, Law and Justice in a Global Age*. Social Science Research Council (SSRC) [database-online] (<http://www.ssrc.org/sept11/essays/held.htm>)
- (16) Florini, A. *ibid.*
- (17) 第一回世界人権会議は、世界人権宣言採択二〇周年を記念して一九六八年にケンタックで開催された。
- (18) Thomas, D.C. *ibid.*
- (19) 本論では紙面が限られているため、事例を挙げて説明はしないが、ケニアやウガンダ、南アフリカ、チェルノブイリ、モロッコ、フィリピン、インドネシア、チリ、グアテマラなど複数の事例研究が進んでおられる (Risse, Ropp, & Sikkink [eds.], *ibid.*; Keck, M.E. & Sikkink, K. [1998]. *Activ-*

ists beyond Borders: Advocacy Networks in International Politics. Ithaca & London: Cornell University Press.)

(20) 人権の「普遍性」とは、①普遍的な視点の確保及び②普遍的な適用メカニズムを指す(勝俣「グローバル化時代と国際人権法の歴史的作用」勝俣「編」前掲書所収)。①については、人権が西洋起源の概念であることがたびたび問題視されてきた。例えば世界人権会議や世界女性会議では、強調する人権が地域によって必ずしも合意されていない事が明白になった。欧米では平等・非差別・公民的権利・政治的権利を、アジア、アフリカ、ラテンアメリカは経済的・社会的・文化的権利を主張する傾向にあり、いわゆる積極的自由を保障する権利をめぐっては差異が浮き彫りになっている(Howard, J.A., & Allen, C. [Eds.], [1996]. *Reflections of the Fourth World Conference on Women and NGO Forum '95. Signs: Journal of Women, Culture and Society*, 22 (1), 181-226.)。またサウジアラビアによる世界人権宣言への抗議にみられるように、宗教的差異もある。同じイスラーム圏であっても、近代化を目指し中産階級形成によってグローバル経済への参入を画策するエジプトなどでは、人権に好意的な形に法を変更してつづる場合もある(Ignatieff, M. *Human Rights as Poli-*

tics and Ideology. Princeton: Princeton University Press.)。さらに「アジア的価値」からの人権の普遍性への批判もなされている。こうした中、消極的自由の観点から人権概念を鍛錬することで、再度人権を普遍化する理論的試みがある。人が生存するための条件に着目することから出発し、生きるための条件を人権として定義しなおす試みである(Ignatieff, Turner, Shklar など)。この立場は生存の条件、つまり暴力からの自由にまつわる権利を人権として再定義する。②については、冷戦時代の国家による恣意的な人道的介入・非介入への反省から、介入の基準を設定するべきだと議論されている。

(21) 人権侵害の罪は歴史的な背景によって軽減されるべきものではない。しかしアフガンの女性にとって「ヴェール」が何を意味するのか、という問題に象徴されるように、何が人権侵害にあたるか決定すること自体が政治的であることに留意しなくてはならない。ヴェールを脱ぐことや女性がお洒落をすることが「女性解放」と解釈され、対タリバーンの戦争が正当化されたことは注意する必要があるだろう。法が中立的なものではなく、それ自身「政治的」なものである点については、岡野八代『法の政治学：法と正義とフェミニズム』(青土社 2002年)を参照のこと。

(22) アメリカが敵としたタリバーンが、実は冷戦時代のア

アメリカの対ソ戦略の産物であったこと、ビン・ラーディン
のアメリカへの憎悪の背景に、アメリカのサウジアラビア
での軍事的展開があった事は、戦争支持の語りの中から落
ちている。このように、人権の適用に際して普遍的なメカ
ニズムが働くことで、歴史性を隠蔽した上で相手を裁く事
が可能になる。

(23) キューバのグアンタナモ米軍基地に収容されたアルカ
イード兵士の処遇に対して「人権侵害だ」という抗議が
あったが、アメリカの答えは、タリバーンは無国籍者であ
るため、捕虜の扱いを取り決めたジュネーブ条約は適用さ
れない、ということだった。

(24) 人権レジームが無国籍者に対して無力である事は二つ
の意味を持つ。一つは、先に挙げたように、無国籍者から
人権を剥奪できるという点である。これは裏を返していえ
ば、無国籍者や犯罪者は人権レジームの埒外にいるため、
人権を遵守せねばならない規範から自由である事を意味す
る。国家による人権侵害が減少傾向にある一方でテロやゲ
リラなど非国家的アクターによる件数増加している事(ア
ムネスティ・インターナショナルの統計による事(Florida,
ibid.)は、これを例証しているといえる。こうした、非国
家的アクターによる人権侵害という視点も、Ropp, Keck,
Sikkink のモデルでは論じられていない。

(25) Lister, R. [1997]. *Citizenship: Feminist Perspectives*. New York: New York University Press.

(26) サッセン, S. [1996-1999]. 『グローバリゼーションの
時代』(平凡社、伊豫谷登士翁訳)の議論を参照。

(27) だからこそ、反グローバリズム運動は、WTOが一翼
を担う新自由主義政策や多国籍企業の活動によって奪われ
ていく諸権利(福祉の権利、労働者の権利、児童の権利、
女性の権利、動物の権利、自然の権利など)の回復を求め
る運動として理解できる(佐久間智子 [2000]「包囲され
るグローバリズム」世界一月号、岩波書店)。この点で、
反グローバリズム運動は国家―市民社会関係におけるデモ
クラシーの深化を意図しているともいえる。しかしアン
ダークラスや無国籍者を含めた社会内部のデモクラシーの
深化という点は、国家―市民社会関係ほど明確に問題視さ
れていないように思われる。

(28) Isin, E.F. [2000]. Democracy, citizenship and the
Global City. London: Routledge; Hoogvelt, A. [1997]
*Globalization and the Postcolonial World: The New Po-
litical Economy of Development*. Baltimore: The John
Hopkins University Press; Held, D. et al [Ed.]. [1999].
Global Transformations: Politics, Economics and Cul-

ture. Stanford: Stanford University Press などの議論を参照。

(29) 齋藤純一 「2001」「社会の分断とセキュリティの再編」『思想』第九二五号所収岩波書店)は、新自由主義政策によって「差異」にそって新たな社会的分断が形成され、「アンダークラス」「Bチーム」などとステイグマ化された呼称で呼ばれる人々の監視・隔離が半ば公認されている状況について論じている。

二〇〇三年八月二十九日受稿

二〇〇三年九月十八日レフェリーの審査をへて掲載決定

(一橋大学大学院博士課程)